

厚生労働大臣が定める掲示事項

1.入院基本料

当院では下記の通り、看護職員を配置しています。

一般病棟	入院患者 10 名に対し 1 名以上
地域包括ケア病棟	入院患者 13 名に対し 1 名以上

2.入院療養計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化

当院では入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

3.DPC 対象病院

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる計算する“DPC 対象病院”となっております。

医療機関別係数	1.3544 (2024 年 10 月現在)
---------	------------------------

4. 明細書発行体制について

当院では医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から 2012 年 4 月 1 日より領収書発行の際に個別の診療報酬算定の項目が分かる明細書を無料で発行することと致しました。発行を希望されない方は、会計窓口にてお申し出下さい。

5.近畿厚生局への届出事項

1.入院時食事療養及び入院時生活療養について

入院時食事療養(I)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。当院は入院時食事療養に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に適時適温で提供しております。

患者さんに対して掲示する複数のメニューからお好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しております。

●食事療養

管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

入院時食事療養 I	670 円 患者負担 490 円 (税込)/食
-----------	-------------------------------

2.基本診療料の施設基準に係る届出

○基本診療料

一般病棟入院基本料 (急性期一般入院料 4)
地域包括ケア病棟入院料 1
情報通信機器を用いた診療に係る基準
機能強化加算
医療 DX 推進体制整備加算
診療録管理体制加算 1
医師事務作業補助体制加算 1
急性期看護補助体制加算
看護職員夜間配置加算
栄養サポートチーム加算
医療安全対策加算 1

感染対策向上加算 1
患者サポート体制充実加算
報告書管理体制加算
術後疼痛管理チーム加算
後発医薬品使用体制加算 3
病棟薬剤業務実施加算 1
データ提出加算 2 のロ
入退院支援加算 1
認知症ケア加算 3
排尿自立支援加算
短期滞在手術基本料 1
入院時食事療養/生活療養 (I)

3.特掲診療料の施設基準に係る届出

○特掲診療料

糖尿病合併症管理料
糖尿病透析予防指導管理料
腎代替療法指導管理料
二次性骨折予防継続管理料 1
二次性骨折予防継続管理料 2
二次性骨折予防継続管理料 3
下肢創傷処理管理料
慢性腎臓病透析予防指導管理料
外来データ提出加算
開放型病院共同指導料
がん治療連携指導料
外来排尿自立支援加算
薬剤管理指導料
医療機器安全管理料 1
別添 1 の「第 9 の 2」の 1 の(3)に規定する在宅療養支援病院
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
在宅血液透析指導管理料
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算
画像診断管理加算 2
CT 撮影及び MRI 撮影
冠動脈 MRI 撮影加算
心臓 MRI 撮影加算
無菌製剤処理料
脳血管疾患等リハビリテーション料(I)
運動器リハビリテーション料(I)
呼吸器リハビリテーション料(I)
摂食機能療法の注 3 に規定する摂食嚥下機能回復体制加算 1
静脈圧迫処置 (慢性静脈不全に対するもの)
人工腎臓 (慢性維持透析を行った場合 1)
導入期加算 2 及び腎代替療法実績加算
透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
下肢末梢動脈疾患指導管理加算
脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
経皮的下肢動脈形成術
医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 4 に掲げる手術
医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
輸血管理料 II

輸血適正使用加算
胃瘻造設時嚥下機能評価加算
麻酔管理料(I)
外来ベースアップ評価料 I
入院ベースアップ評価料 109

●特別の療養環境提供料

入院にあたり、特別室の当院では下記の病室に個室料金を設定しております。個室の金額は 1 日の料金です。1 泊 2 日の場合は 2 日分の料金が必要です。料金は保険適用外のため、全額自費支払いとなります。(1 日分使用料金×使用日数)。外来(透析棟)個室は 1 日分使用料金×透析日数分となります。病状により個室を移動して頂く場合がございますので、ご了承下さい。

入 院		
	部屋番号	料金(税込)
(病棟)	401・403・405・406・407・501・502・503・505・	4,400 円
一般個室	506・507・508・601・602・603・606・607	
外 来		
(透析)個室	個室 1・個室 2・個室 3・個室 4	1,100 円

名 称	費 用(税込)
T 字帯 (1 個)	385 円
死後処置料 (1 回)	11,000 円
体内植え込み器除去の場合 上記に追加 (1 回)	11,000 円
ファインサポート (1 個)	842 円/875 円
シート式オムツ (1 枚)	660 円
テープ式オムツ (1 袋)	2,750 円
トレーニングパンツ式オムツ (1 袋)	3,190 円
マスク (1 枚)	100 円
バスコート (1 個)	110 円
紙オムツ (1 枚)	66 円/198 円/231 円
軟便パッド (1 枚)	143 円
尿パッド (1 枚)	33 円
尿取りパッド (1 袋)	968 円
腹帯 (1 個)	748 円
浴衣 (1 着)	2,420 円
診断書料等 (1 通)	1,100 円~5,500 円
診察券の再発行	100 円
上皿はかり	6,050 円
テレビ・冷蔵庫利用料	385 円/日

●保険外併用療養費に関する事項

当院では以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

○予防接種料金

名 称	費 用(税込)
麻疹 (はしか)	8,000 円
風しん (三日はしか)	8,000 円
MR (麻疹、風疹混合)	10,000 円
水痘 (水ぼうそう)	8,000 円
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	8,000 円
B 型肝炎	8,000 円
インフルエンザ	4,000 円

肺炎球菌ワクチン	6,000 円
带状疱疹ワクチン (乾燥弱毒性水痘ワクチン)	8,000 円
带状疱疹ワクチン (1 回)	22,000 円

○文書料

名 称	費 用(税込)
診断書 (当院書式)	3,300 円
生命保険診断書	5,500 円
通院証明書 (医師所見記入不要のもの)	1,100 円
死亡診断書	5,500 円
身体障害者診断書 (肢体不自由以外)	2,200 円
身体障害者診断書 (肢体不自由)	5,500 円
障害年金診断書	2,200 円
おむつ使用証明書	1,100 円
老人施設 (特養) 等入所用診断書	2,200 円
福祉用具貸与についての意見書	2,200 円
保険会社からの面談料、書面郵送	5,500 円
保険会社指定用紙の通院証明書	1,100 円
児童扶養手当に係る証明書	2,200 円
英文紹介状	3,300 円
就労可能証明書	1,100 円
領収証明書	1,100 円
難病申請書類	2,200 円
日常生活用具給付意見書	2,200 円
障害程度区分認定に係る医師意見書	5,500 円
受診状況等証明書	2,200 円
生活保護医療扶助意見書	無料
医療要否意見書	無料
自立支援 (更生医療) 意見書	無料

○診療情報の提供および開示に必要な費用 (税込)

名 称	費 用(税込)
診療書記録のコピー (1 枚)	20 円
CD-R (1 枚につき)	1,100 円
手数料	5,000 円

●選定療養費制度【保険外併用療養費】

同じ症状による通算のご入院が 180 日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料の 15%が病院に支払われません。180 日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、保険給付が 85%となることから、入院基本料の 15%は特定療養費として別途、患者さんのご負担となります。

但し、以下の状態にある患者さんは選定療養の対象とはなりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。

この他にも選定療養から除外される条件があります。

詳しくは受付窓口までお問い合わせ下さい。

- ・厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ・重度の肢体不自由者、重度の意識障害者 (日常生活自立度ランク度 B 以上)
- ・脊髄損傷等の重度障害者
- ・人工呼吸器を使用されている方
- ・人工透析を週 2 回以上実施されている方 (日常生活自立度ランク度 B 以上)

180日を超えて入院する場合の選定療養費 (1日につき)	
入院基本料の15% 急性期入院基本料4 (1,462点)	2,412円(税込) / 日

●施設認定

- ・保険医療指定医療機関
- ・労災保険指定医療機関
- ・障がい者自立支援法指定自立支援医療機関
- ・生活保護法指定医療機関
- ・結核予防法指定医療機関
- ・原爆被害者一般疾病医療機関
- ・難病医療費助成制度における指定医療機関
- ・指定小児慢性特定疾病医療機関
- ・開放型病院（開放病床12床）
- ・DPC対象病院
- ・協力型臨床研修指定病院
- ・日本医療機能評価機構認定病院

●学会施設認定

- ・日本整形外科学会研修施設
- ・日本透析医学会専門医制度認定施設
- ・日本腎臓学会研修施設
- ・日本糖尿病学会認定教育施設
- ・日本外科学会外科専門医制度関連施設
- ・浅大動脈ステントグラフト実施施設
- ・日本泌尿器科学会関連教育施設
- ・心臓血管外科専門医認定関連施設
- ・日本麻酔科学会麻酔科認定病院
- ・日本医学放射線学会画像診断管理認証施設
- ・日本腹膜透析医学会研修施設
- ・日本脊椎脊髄病学会椎間板酵素注入療法実施可能施設

○施設基準に係る実績

医科点数表第2章第10部手術通則第5・6号に掲げる手術の件数

区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ	黄班下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	0件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	0件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

区分4に分類される手術

腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術	5件
腹腔鏡下腸管癒着剥離術	2件
腹腔鏡下虫垂切除術	0件
腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術	1件

区分5に分類される手術

人工関節置換術	52件
乳児外科施設規準対象手術	0件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び対外循環を要する手術	0件
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0件
経皮的冠動脈形成術	0件
急性心筋梗塞に対するもの	0件
不安定狭心症に対するもの	0件
その他のもの	0件
経皮的冠動脈粥腫切除術	0件
経皮的冠動脈ステント留置術	0件
急性心筋梗塞に対するもの	0件
不安定狭心症に対するもの	0件
その他のもの	0件

(2023年4月～2024年3月)

患者さんへご案内

●当院では、慢性維持透析を行っている患者さんに対し、下肢末梢動脈疾患の状態を把握し、療養上必要な指導や管理を行い、患者さんやご家族への説明をしております。下肢末梢動脈疾患に関する検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合は、その旨をご説明し同意を得た上で当院の心臓血管外科等、専門診療科へ紹介させていただいております。

●当院では、健康診断の結果などの健康管理や、保健・福祉サービスに関する相談、夜間・休日の問い合わせ対応を行っている医療機関です。

問い合わせ先：06-6385-8651

●当院では情報通信機器を用いた診療を行う際、初診時に向精神薬の処方はいりません。

●患者の状態に応じ 28 日以上長期投薬を行うこと又はフィル処方せんを交付します。なお、当院では長期投薬を実施しております。

●当院はオンライン資格確認を行う体制を導入しています。

受診歴、薬剤情報、特定検診情報その他診療情報を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得、活用するためにマイナ保険証の利用にご理解ご協力をお願いします。

※なお、医療証などは確認できませんので窓口でのご提示をお願いいたします。

●現在一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応が出来る体制を整備しています。

また、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性があります。変更にあたって、不明な点や心配なことがありましたら薬剤師までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしく申し上げます。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

●後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

診療報酬の改定により、令和 6 年（2024 年）10 月 1 日から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬）を患者さんが希望された場合、選定療養費をご負担いただきます。

※患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を希望された場合に、その差額の 4 分の 1 に相当する金額を、選定療養費（特別の料金）として患者さんにご負担いただく仕組みです。

対象者

外来患者さんの院外処方・院内処方

対象となる医薬品

◇ 後発医薬品が発売されてから 5 年以上経過した先発医薬品

◇ 後発医薬品への置換率が 50%を超えている先発医薬品を希望された場合

対象外になる場合

◇ 医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合

◇ 後発医薬品の提供が困難な場合

◇ バイオ医薬品

自己負担額について

長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の 4 分の 1

※選定療養費には別途消費税も必要になります。

・院外処方の場合、「特別の料金（選定療養）」は薬局でのお支払いとなります。

・「特別の料金（選定療養）」は保険給付ではないため、公費も適応にはなりません。